東京都公安委員会告示第 2701 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の４第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 2 日

東京都公安委員会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の４第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前２の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都練馬区高松４丁目１９－２９　レオパレスＬＩＶＥＬＹ・ＳＴＡＲ１０４
高橋　幸裕　放置違反金納付命令書（第　30-106-260817-402208）

神奈川県横浜市鶴見区駒岡４丁目１０－３８－１０７
時田　達生　放置違反金納付命令書（第　30-108-260731-205066）

東京都江戸川区下篠崎町１２－１
澤田　昌哉　放置違反金納付命令書（第　30-111-260703-201418）

東京都港区南青山３丁目１８－１９
株式会社オージィ　放置違反金納付命令書（第　30-111-260705-407487）

東京都港区南青山３丁目１８－１９
株式会社オージィ　放置違反金納付命令書（第　30-111-260706-207595）

東京都港区南青山３丁目１８－１９
株式会社オージィ　放置違反金納付命令書（第　30-111-260707-427360）

東京都港区南青山３丁目１８－１９
株式会社オージィ　放置違反金納付命令書（第　30-111-260708-203006）

東京都大田区本羽田１丁目２９－１３
株式会社　ＫＴＳ　放置違反金納付命令書（第　30-221-260721-201809）

東京都新宿区西新宿３丁目７－２１－６０５
株式会社　春田屋　放置違反金納付命令書（第　30-435-260821-205063）

東京都北区滝野川７丁目５０－１３－２０２
ＳＵ　ＨＡＮＧ　放置違反金納付命令書（第　30-437-260806-201412）

東京都中野区沼袋４丁目１９－１１　フェリスホープ１０５
田村　祐也　放置違反金納付命令書（第　30-442-260713-429033）

東京都板橋区若木２丁目１０－９－４－１０９
渡辺　航平　放置違反金納付命令書（第　30-550-260816-203551）

東京都板橋区若木２丁目１０－９－４－１０９
渡辺　航平　放置違反金納付命令書（第　30-550-260822-205092）

東京都目黒区駒場１丁目２５－９－５０２　ＡＸＡＳ駒場東大前
仲井　貴史　放置違反金納付命令書（第　30-554-260520-436183）

東京都練馬区富士見台１丁目９－１５　ビューシティ富士見台１０５
下道　裕一　放置違反金納付命令書（第　30-557-260605-408222）

東京都杉並区高円寺南５丁目１５－１２－２０１　シーボニアマンション
伊藤　龍エルヴィン　放置違反金納付命令書（第　30-660-260624-402092）

東京都八王子市堀之内３－５－９－４０２
合同会社　Ｆｌａｔｔｏｎ　放置違反金納付命令書（第　30-660-260629-202831）

東京都江戸川区東葛西８丁目２５－１２　メゾンシカノＮＯ５　５１１
堀ノ内　伸　放置違反金納付命令書（第　30-661-260619-424453）

千葉県木更津市畑沢南６丁目４－２
株式会社　エムケーサービス　放置違反金納付命令書（第　30-772-260731-206981）

東京都葛飾区東金町４丁目９－７－１０５
能登谷　翔　放置違反金納付命令書（第　30-775-260814-414062）

埼玉県行田市和田３７４－５
大橋　貴紀　放置違反金納付命令書（第　30-779-260722-414192）

東京都中央区銀座８丁目１６－３－４０３
竹本　夏樹　放置違反金納付命令書（第　30-893-260629-424018）

東京都西東京市柳沢３丁目５－４　Ｋ・ハウス１０２
細淵　秀雄　放置違反金納付命令書（第　30-894-260825-202380）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

福岡県北九州市若松区青葉台南１丁目５－１２
松田　昇平　　督促状（第　30-111-260606-209223）

東京都渋谷区渋谷３丁目２５－１０
株式会社　れもんらいふ　　督促状（第　30-332-260825-205754）

東京都西多摩郡檜原村小沢４１８１
株式会社　ＳＵＰＥＲ　ＭＥ　　督促状（第　30-332-260825-206126）

東京都新宿区西新宿１丁目２０－３　西新宿高木ビル８階
株式会社　東興商事　　督促状（第　30-550-260612-205420）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。